

藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
次の者を藤沢市いじめ問題調査委員会委員に委嘱する。

2025年(令和7年)6月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別
岡本 将太			弁護士	再任
近藤 昭一			学識経験者	再任
石井 孝子			臨床心理士	再任
関根 弘子			社会福祉士	再任
鈴木 誠			医師(小児科)	再任

2 任期

2025年(令和7年)7月1日から2027年(令和9年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市いじめ問題調査委員会委員の任期満了に伴い、藤沢市いじめ問題調査委員会規則第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

藤沢市いじめ問題調査委員会規則 抜粋

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者

(3) 心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者

(4) 教育に関し学識経験を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。